

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 中国人民銀行・人民元顧客取引値幅制限撤廃を公表

中国人民銀行(中央銀行。以下PBOC)は2014年7月2日、人民元対米ドルの銀行対顧客取引相場の値幅制限撤廃を発表した。[2014年7月1日付・銀発[2014]188号]

1. 発表内容骨子(従前規制からの変更点)

- 銀行が顧客と売買する人民元対米ドルの電信為替、現金両替の取引レートについて、当日のPBOC 基準値に対する値幅制限を撤廃。(従来、電信為替は基準値の3%、現金両替は基準値の4%以内。対米ドル以外の通貨についてはいずれも値幅制限無し。)

2. 所見

今回の通知は全6条からなるが、従前規制からの変更点は実質的に第5条の一部のみ、即ち「1. 発表内容骨子」に記載した銀行対顧客の人民元対米ドル電信為替及び現金両替レートの値幅制限撤廃のみである。このうち、電信為替の値幅制限は、本年3月に銀行間直物市場における人民元対米ドル相場の日中変動幅がそれまでのPBOC 基準値±1%から同±2%へ拡大された際、同時に拡大(=基準値の2%から3%へ)されたばかりであり、僅か3ヶ月余りでの規制再変更となる。

今回通知の太宗を占める第1条から第4条は、PBOC 基準値の設定方法並びに銀行間直物市場(インターバンク・スポット市場)の値幅制限についての説明であるが、こちらは従前規制の再整理に留まっており、目立った変更点は無い。従って、今回の通知施行による人民元相場への影響は極めて限定的と推察される。

金融制度改革の大きな潮流の中で、預金・貸出などの金利自由化の着実な進展や、人民元為替制度についても前述の通り、本年3月に日中変動幅の再拡大を行うなど、具体的な動きが見られている。一方で、本年2月下旬以降人民元が対米ドルで急落したこともあり、間もなく7月9日・10日の両日北京で開催される米中戦略経済対話を前に、米国側からは人民元相場への介入に対する懸念の声が上がるなど、元高が緩やかながらも進行していた昨年の同対話が人民元相場に対して無風であったのと趣を異にしている。実質的には人民元相場への影響は無いと思われる「微調整」を斯かるタイミングで発表したことは、やや政治的配慮を窺わせるものともいえよう。

～通知・邦文仮訳～

「中国人民銀行・銀行間外為市場の取引相場及び銀行の為替相場揭示管理に関する事項についての通知」

人民元相場の市場化形成メカニズムを更に完全なものとする為、銀行間外為市場の取引相場及び銀行の為替相場揭示管理に関する事項について以下通知する。

- 中国人民銀行は中国外貨取引センター(以下、CFETS)に授権し、毎営業日の午前9:15に、当日の人民元の対米ドル、ユーロ、日本円、香港ドル、英ポンド、マレーシアリングギット、ロシアルーブル、豪ドル、カナダドル、ニュージーランドドルの為替レート仲値(以下、基準値)を対外公布する。この基準値を、当

日の銀行間直物外為市場(含む相対取引方式及び仲介方式)で取引される為替レートの基準値とする。中国人民銀行がCFETSに授権して公布する当日の基準値は、次回の基準値が発表される前まで適用される。

2. 人民元対米ドルの基準値形成方式について。CFETSは、毎日銀行間外為市場が始まる前に、銀行間外為市場のマーケットメーカーに対しレート照会を行い、マーケットメーカーが提示したレートを人民元対米ドルの基準値の計算の参考とする。マーケットメーカーが提示したレートの最高値と最安値を除いた残りのレートを加重平均し、当日の人民元対米ドルの基準値を算出する。加重平均のウェイトは、CFETSが、レートを提示する銀行の銀行間外為市場における取引量やレート提示状況等の指標を総合して確定する。
3. 人民元対ユーロ、香港ドル、カナダドルの基準値は、CFETSがそれぞれ、当日の人民元対米ドルと午前9:00の国際外為市場のユーロ、香港ドル、カナダドルの対米ドル為替レートに基づき算出し確定する。人民元対日本円、英ポンド、豪ドル、ニュージーランドドル、マレーシアリングgit、ロシアルーブルの基準値は、CFETSが、毎日銀行間外為市場が始まる前に銀行間外為市場の直接取引マーケットメーカーが提示するレートを平均して算出する。
4. 毎日銀行間直物外為市場で取引される人民元対米ドルの取引レートは、CFETSが対外公布する当日の人民元対米ドル基準値の上下2%の幅の中で変動できる。人民元対ユーロ、日本円、香港ドル、英ポンド、豪ドル、カナダドル、ニュージーランドドルの取引レートは、CFETSが公布する人民元対当該通貨の基準値の上下3%の幅の中で変動する。人民元対マレーシアリングgit、ロシアルーブルの取引レートは、CFETSが公布する人民元対当該通貨の基準値の上下5%の幅の中で変動する。人民元対その他の通貨の取引レートの変動幅については別途規定する。
5. 銀行は、市場のニーズとレート決定能力に基づき、対顧客の人民元対各種通貨取引レートを自主的に決定することができ、電信為替及び現金両替の対顧客提示売買レートには制限は無く、市場の需給に基づき自主的に決定する。銀行は、健全なレート提示の内部管理制度を確立し、有効にリスクを防止し、不当な競争を回避しなければならない。
6. 本通知は発布日より施行する。《中国人民銀行・銀行間外為市場の取引相場及び外為指定銀行の為替相場揭示管理に関する事項についての通知》(銀発[2005]183号)、《中国人民銀行・銀行間外為市場の取引相場及び外為指定銀行の為替相場提示管理を更に改善することについての通知》(銀発[2005]250号)、《中国人民銀行・銀行間外為市場の取引相場及び外為指定銀行の為替相場提示管理に関する問題についての通知》(銀発[2010]325号)は、同時に廃止する。中国人民銀行及び国家外貨管理局のその他の文献の中で、銀行間外為市場の取引相場及び銀行の為替相場提示管理規定に関する事項に関わるものは、本通知に準じる。

以上

作成：三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部 021-6888-1666 ex) 2910~2918

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したのですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2014年6月下旬から7月初旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[行政法規]</p> <p>○「国務院弁公庁の企業関連費用の徴収管理を更に強化し、企業の負担を軽減することに関する通知」(国弁発[2014]30号、2014年6月16日発布・実施)</p>	<p>企業に対する行政費用の徴収管理を強化し、企業の負担軽減を図るよう省・自治区・直轄市政府と国務院各部門に指示したもの。■①法律・法規・政策に基づいて費用リストを制定し、リストにない費用は一律徴収禁止とする、②国際慣例・相互主義の原則により費用を新設する場合は国務院の許可を取得する、③法律・法規によらない行政サービス費用は一律に取り消す、など。行政改革と景気対策の一環と見られる。</p>
<p>[規則]</p> <p>○「商務部反独占局の事業者集中届出に関する指導意見」(2014年6月公布)</p>	<p>「独占禁止法」(2008年8月1日施行)に基づき、中国国内外企業が「事業者集中」(M&A)を行い、一定の基準を満たす場合、商務部(反独占局)に事前に届出をし、審査を受けることが義務付けられているが、届出の具体的な手続き・条件を企業の参考に示したもの。2009年版の改訂。■過去の関係規定にない新しい情報としては、①商務部との事前協議の申請書類・協議事項、②商務部への届出が不要のケースなどがある。このうち、商務部との事前協議でのテーマは、届出の要否、届出文書・資料、具体的な法律・事実、届出と審査の手順など。■商務部への届出不要のケースは、①集中に参加する一事業者が他の各事業者の50%以上の議決権のある持分または資産を所有している場合、②集中に参加する各事業者の50%以上の議決権のある持分または資産が、集中に参加しない同一の事業者に所有されている場合の2つ。</p>
<p>○「2014年自動輸入許可証管理貨物目録の調整に関する公告」(商務部・税関総署公告2014年第47号、2014年6月10日公布、同年7月1日実施)</p>	<p>自動輸入許可管理貨物は、輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(10日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物の中で、2014年は21種類456品目が指定されていたが、このうち光ディスク生産設備8品目、工事機械7品目、紡織機械6品目、金属加工工作機械12品目、自動車製品48品目の合計81品目を除外するもの。今年5月に発表された国務院の貿易拡大策の一環。詳細は、商務部の下記ウェブサイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201406/20140600630003.shtml</p>
<p>●「商務部の外資審査・確認管理業務の改善に関する通知」(2014年6月17日発布・実施)</p>	<p>今年から実施されている企業の「登録資本登記制度改革」に関連し、商務部門の外商投資企業に対する審査・認可での新基準を示したものの。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>○「北京・天津・河北税関区域一体化通関改革の展開に関する公告」(税関総署2014年第45号、2014年6月23日公布、同年7月1日実施)</p>	<p>“区域一体化通関”改革は、広域内の複数の税関が関わる通関を一体で行うことをめざすもの。昨年11月から全国で税関の企業分類に応じて異なる通関方法を適用する改革が行われているが、北京・天津・河北地区では全ての企業を対象に通関を行う税関と通関方法を選択できるようにする。まず7月1日から北京と天津で実施し、10月1日から河北省が加わる。</p>

<p>○『「非居住者企業国際運輸業務従事税収管理暫定施行弁法」の公布に関する公告」(国家税務総局公告 2014 年第 37 号、2014 年 6 月 30 日公布、同年 8 月 1 日施行)</p>	<p>国際運輸業務に従事する外国企業に関わる税の管理規則。過去に個別の通知などが多数発布されているが、その内容を整理、とりまとめたもの。■国際運輸業務とは、「非居住者企業が自己所有またはリースした船舶、航空機、座席・船腹により旅客、貨物または郵便物等を搭載、輸送し、中国域内の港湾・空港に出入りする経営活動及び関連の積み卸し・保管等の付帯業務」を指す。■これを行っている企業は、①関係部門の経営資格を輸送し、または輸送契約を締結した日から 30 日以内に業務を行う港湾・空港所在地の主管税務機関を選択して税務登記を行うと共に、その他の業務を行う港湾・空港所在地の主管税務機関にも資料を提出する、②租税協定待遇を享受したい場合は、納税義務発生前または納税申告時に税務登記を行った主管税務機関に規定の資料を提出し、届出を行う(本規則が施行される 8 月 1 日までに手続きを行っている場合は不要)。■日本企業は、日中租税協定により国際運輸所得は中国では非課税、営業税等は免税とされているため、租税協定待遇の享受にかかる届出は必須。</p>
<p>[地方規則] ○「中国(上海)自由貿易試験区輸出入(国)貨物通関申告書(届出リスト)添付書類の簡素化に関する公告」(上海税関公告 2014 年第 16 号、2014 年 5 月 30 日公布、同年 6 月 30 日実施)等、上海税関の 7 公告</p>	<p>今年 4 月に発表された中国(上海)自由貿易試験区での税関の手続き簡素化・利便化措置についての第 2 弾の公告。(第 1 弾の内容は、本誌 2014 年 5 月 28 日号の解説記事をご参照。)■内容は、①試験区と国外・区外間の貨物搬出入時の税関提出書類の免除(第 16 号公告)、②倉庫企業に対するネットワーク管理の実施(第 17 号公告)、③試験区と国外間の貨物搬出入時の届出リスト(「備案清單」)の様式統一(第 18 号公告)、④試験区内と区外との貨物搬出入での一括通関申告の実施(第 20 号)、⑤電子納税システム利用企業に対する一括納税の実施(第 23 号)、⑥区内加工企業に対する区外販売時の税率選択納税の実施(第 24 号)、⑦試験区出入口の電子管理の実施(第 25 号)。実施日はいずれも 6 月 30 日。</p>
<p>●「中国(上海)自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2014 年改訂)」(上海市人民政府公告 2014 年第 1 号、2014 年 6 月 30 日公布・実施)</p>	<p>中国(上海)自由貿易試験区内での外商投資企業の設立・変更で、届出ではなく審査・認可手続きを行うネガティブリストの改訂。詳細は、下記の解説をご参照。</p>

● 外商投資企業の審査・認可での新しい確認基準が出る

今年 3 月 1 日の「公司法」の改正施行により企業の登録資本登記制度改革が実施され、登録資本の登記内容・条件が変更されたが、これに伴い、外商投資企業に対する商務部門の審査・認可での登録資本に関する審査・確認基準も変更されることになった。これは上記表中の商務部通知によるもの。

これまで、商務部門が改革の内容に沿って認可を行うか不透明だったが、この通知で明確になった。初回出資比率・現金出資比率・出資期限の制限は課されなくなり、また特定の業種を除いて最低登録資本の制限もなくなる。ただし、登録資本と総投資額との比率に関する規定は有効とされ、外債の上限は引き続きその差額となる。一方、新しい制度として、出資払込後に外商投資企業は投資者に「出資証明書」を発行すると共に、商務部門にその副本と関連資料を提出することが規定された。

通知の主な内容は、以下の通り。

① 外商投資企業の初回出資比率、貨幣出資比率及び出資期限の制限または規定を取り消す。

引き受け出資額、出資方式、出資期限は、投資者が自ら定め、契約(合弁・合作の場合)・定款に明記する。

各級商務部門は、認可文書(「批復」)の中でこの旨を明確にすること。

注: 以前の制限または規定では、初回出資比率は 20%以上(外商投資企業設立時は 90 日以内に 15%以上、増資時は登記前に 20%以上)、貨幣出資比率は 30%以上、出資期限は 2 年(投資性会社は 3 千万米ドル超の部分につき 5 年)とされていた。

- ② 法律・行政法規及び国务院決定で特定の業種の最低登録資本が定められる場合を除き、最低登録資本の制限を取り消す。
- ③ 「暫時登録資本引き受け登記制を実行しない業種」については、関連の法律・行政法規及び国务院決定が改正されるまでは現行の規定による。その他の業種は、登録資本の払い込み状況の審査・確認を行わない。
注: 「暫時登録資本引き受け登記制を実行しない業種」は、募集方式で設立する株式会社、外資銀行、金融ファイナンス会社、自動車金融会社、証券会社、外資保険会社、直接販売企業など 27 種。
- ④ 2014 年 3 月 1 日より前に認可された場合は、その契約(合併・合作の場合)・定款に定める出資義務を履行するものとし、変更の必要がある場合は、商務部門に申請する。商務部門は、本通知の要求に従って審査・確認を行う。
- ⑤ 登録資本と総投資額の比率は、引き続き「中外合弁企業登録資本・総投資額比率に関する暫定施行規定」及びその他の現行有効規定に合致しなければならない。「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」、「外商投資企業更新設備・技術・部品証明」の業務処理は、引き続き「商務部の外商投資企業の『国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』関係問題処理に関する通知」(商資発[2006]201 号)に従って執行する。
注: 後段は、設備輸入免税対象プロジェクトの確認書・証明書の発行手続きは従来通りという意味だが、免税額の計算基数が総投資額であることを示している。
- ⑥ 出資払い込み後、外商投資企業は投資者に出資証明書を発行しなければならない。
記載内容は、企業名称、設立日、登録資本、投資者名、出資方式、払い込み出資金額または提供する合作条件の内容、出資払い込み日、出資証明書のコード・発行日とする。
- ⑦ 出資証明書発行後、30 日以内に社印を押捺した出資証明書副本と関連の証明資料を所在地の商務部門に提出しなければならない。
関連の証明資料は、現金(外貨・人民元)出資の場合は銀行の入金証明(または同等の効力のある証明書)及び送金通知、現物出資の場合は引き渡し・検収証明・評価額の根拠・権利証明など。

● 中国(上海)自由貿易試験区の外資のネガティブリストが改訂される

中国(上海)自由貿易試験区では、昨年 10 月の開業時から外商投資企業の設立・変更に対してネガティブリストによる管理(リストに記載されないプロジェクトへの投資は原則自由で届出、記載されるプロジェクトへの投資は制限または禁止で審査・認可)が行われているが、このリストが改訂、公布された。

今回の改訂は、国务院の「中国(上海)自由貿易試験区の更なる開放拡大措置」の許可に基づくもので、以前のリストに記載されるプロジェクトが多数除外され、引き続きリストに残ったプロジェクトも一部は条件が緩和された。除外されたプロジェクトは、今後、届出によって企業設立・変更ができるようになり、また独資での設立・変更が可能となる。ただし、以前のリストから除外されたプロジェクトの中には、内資企業に対しても制限または禁止される

プロジェクト 14 項目が含まれるとされており、これらは引き続き投資が禁止または制限される。(この 14 項目については、現時点では詳細不明。)

以前のリストと改訂版のリストから、新たに届出に変わったプロジェクト、なおかつ独資が可能となったプロジェクト(以前のリストでは合併または合作とされていたもの)、条件が緩和されたプロジェクトのうち主なものを整理すると、以下の通り(日本語は参考訳)。

なお。詳細は、同試験区のウェブサイト(下記)でご確認いただきたい。

http://www.ysftpa.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?newsid=635397771858839872&coltype=8

<審査・認可から届出に変わった主なプロジェクト>

業 種	プ ロ ジ ェ ク ト
卸売・小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・植物油、食糖の卸売・配送 ・塩の卸売 ・原油、化学肥料、精製油(保税品を除く)の卸売・配送 ・郵便による販売、一般商品のインターネット販売
金融業	<ul style="list-style-type: none"> ・財務公司、信託公司、マネーブローカー ・小額貸付公司、融資性担保公司
科学研究・技術サービス業 －専門技術サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入商品認証公司

<届出に変わり、かつ独資が可能となった主なプロジェクト>

業 種	プ ロ ジ ェ ク ト
採掘業 －石油・天然ガス採掘業	<ul style="list-style-type: none"> ・原油採集率の向上及び関連新技術の開発・応用 ・物理的探査、ボーリング、検層、検層記録、坑内作業など石油探査開発新技術の開発・応用
製造業 －紙パルプ製造、抄紙 －物資運搬設備製造 －自動車部品・パーツ製造 －オートバイ製造 －鉄道運輸設備製造、都市軌道交通設備製造 －船舶・関連装置製造 －航空・宇宙機器・設備製造 －電機製造	<ul style="list-style-type: none"> ・主に国外の木材資源を利用した生産ライン毎の年産 30 万トン以上の化学パルプ、生産ライン毎の年産 10 万トン以上の化学機械パルプ、及び同時に建設する高級紙・板紙の生産 ・400トン以上のタイヤ式・キャタピラ式クレーンの製造 ・自動車車載ネットワークパス技術、電動パワーステアリングシステム電子制御機器の製造と研究開発 ・大排気量(排気量>250ml)オートバイ主要部品の製造、オートバイ電子制御燃料噴射技術 ・高速鉄道、鉄道旅客輸送専用線、都市間鉄道の乗客サービス施設・設備の研究開発・設計及び製造、電気鉄道設備・器材の製造 ・豪華客船、ヨットの設計 ・航空機エンジン部品の設計と製造 ・EU の RoHS 指令に適合する電器接触材料及び Pb、Cd を含まないはんだの製造
建築業 －鉄道・道路・トンネル・橋梁工事建築	<ul style="list-style-type: none"> ・地方鉄道の建設・経営
卸売・小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・綿花、原油、化学肥料の小売・配送(30 店超の分店設立、複数サプライヤーからの異なる種類・ブランドの商品販売も可) ・食糧・植物油・食糖の小売・配送(30 店超の分店設立、複数サプライヤーからの異なる種類・ブランドの商品販売も可)



業 種	プロジェクト
交通運輸・倉庫・郵政業 －鉄道貨物運輸 －水上運輸補助活動 －航空運輸補助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道貨物運輸公司 ・国際海運貨物積み卸し、国際海運コンテナターミナル・ヤード業務 ・航空機保守・修理(国際保守・修理市場での業務引き受け義務があるもの) ・航空運輸販売代理企業
リース・商務サービス業 －リース業	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍・新聞・定期刊行物レンタルのチェーン経営 ・音響・映像製品レンタル
文化・体育・娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続サービス営業場所(インターネットカフェ活動)

<審査・認可が維持されるが条件が緩和された主なプロジェクト>

業 種	プロジェクト
交通運輸・倉庫・郵政業 －航空運輸補助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・航空輸送補助業務(地上サービス): 合併・合作に限られるが、外資出資比率と経営期間の制限が撤廃 ・コンピュータ航空機座席予約システム: 一律禁止から条件付き認可へ変更(中国とWTO加盟国・地域が締結した自由貿易協定で、WTO加盟国・地域のサービス提供者が中国のコンピュータ座席予約システム提供者と中国側マジョリティの合併企業の設立を許可している場合)
衛生・社会業務 －衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関: 総投資額 2 千万元以上、経営期間 20 年以下の制限が撤廃(分支機構の設立は引き続き禁止)

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

◆四川省 7月1日より最低賃金を引き上げ

四川省政府の発表によると、四川省は7月1日付けで月額最低賃金の引き上げを実施、従来の1,200元から1,400元へ引き上げた。今年に入ってこれまで12地域（北京市、天津市、上海市、山東省、深圳市、重慶市、陝西省、山西省、甘肅省、雲南省、青海省、四川省）の最低賃金が引き上げられ、現時点での全国トップは上海の1,820元となっている。

※各地域の最新の最低賃金について下記リンクよりご覧頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314070901.pdf>

【金融・為替】

◆3月末の外債残高 昨年末から207億米ドル増加

国家外貨管理局の3日の発表によると、2014年3月末の対外債務残高は、前期末の8,631.7億米ドルから207億米ドル増加して8,838.7億米ドルとなった。内訳は、登記外債が5,648.7億米ドル、貿易与信が3,190.0億米ドル。期間別では、中長期外債が1,930.5億米ドル、短期外債が6,908.2億米ドルで、短期外債の構成を見ると、企業間の貿易与信（輸出前受、輸入延払等）と銀行の貿易融資によるものが68.1%を占めており、同局は、短期外債は主に輸出入貿易の実需が伴うもので、リスク・コントロールはほぼ可能であるとした。

<中国外債残高構成表>

項目	2014年第1四半期末		2013年末		
	金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)	
外債残高	8,838.67	-	8,631.67	-	
期間別	中長期	1,930.49	21.8	1,865.42	21.6
	短期	6,908.18	78.2	6,766.25	78.4
	企業間貿易与信 銀行貿易融資	-	68.1	-	70.8
種類別	登記外債	5,648.67	63.9	5,266.67	61.0
	中資系金融機関	2,848.81	50.4	2,634.03	50.0
	外商投資企業	1,681.23	29.8	1,585.99	30.1
	外資金融機関	700.44	12.4	642.46	12.2
	國務院部・委員会	343.95	6.1	343.26	6.5
	中資企業	69.95	1.2	60.93	1.2
	その他	4.29	0.1	-	-
貿易信用	3,190.00	36.1	3,365.00	39.0	

(出所)外貨管理局発表データを基に作成

◆5月の人民元の決済通貨シェア 世界第7位を維持

SWIFT（国際銀行間通信協会）の6月26日の発表によると、5月の世界の決済通貨取引シェアランキングで、人民元は引き続き第7位（取引シェア：1.47%）となり、前月（取引シェア：1.43%）より僅かながらシェアが拡大した。また、中国本土・香港間の貿易決済額について、2014年5月時点の人民元決済は1年前と比べて36%伸び、貿易決済額全体の12%を占めた。中国本土・香港間で人民元は米ドルに次ぐ決済通貨となり、香港ドルは3位に後退した。

<通貨別取引シェアランキング>

通貨名	上段:順位 / 下段:取引シェア					
	2014年 5月	2014年 4月	2014年 3月	2014年 2月	2014年 1月	2013年 1月
USD(米ドル)	1 41.63%	1 42.51%	1 40.19%	1 38.90%	1 38.75%	2 33.48%
EUR(ユーロ)	2 32.35%	2 30.99%	2 31.78%	2 32.97%	2 33.51%	1 40.17%
GBP(イギリスポンド)	3 8.27%	3 8.55%	3 9.24%	3 9.44%	3 9.38%	3 8.55%
JPY(日本円)	4 2.21%	4 2.35%	4 2.49%	4 2.51%	4 2.49%	4 2.56%
AUD(オーストラリアドル)	5 1.81%	6 1.67%	5 1.84%	5 1.83%	6 1.75%	5 1.85%
CAD(カナダドル)	6 1.71%	5 1.76%	6 1.83%	6 1.80%	5 1.80%	7 1.80%
CNY(人民元)	7 1.47%	7 1.43%	7 1.62%	8 1.42%	7 1.39%	13 0.63%
CHF(スイスフラン)	8 1.32%	8 1.41%	8 1.45%	7 1.45%	8 1.38%	6 1.83%
SEK(スウェーデン・クローナ)	9 1.10%	10 1.04%	10 1.04%	10 1.03%	11 0.97%	11 0.96%
HKD(香港ドル)	10 1.06%	9 1.10%	9 1.08%	9 1.06%	9 1.09%	9 1.02%

(出所)SWIFTの公表データを基に作成

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2014.06.30	6.2165	6.1998~6.2169	6.2050	-0.0131	6.1177	-0.0147	0.80018	-0.0021	8.4688	-0.0005	4.7000	2144.75	12.40
2014.07.01	6.2020	6.1970~6.2073	6.2016	-0.0034	6.1082	-0.0095	0.80011	-0.0001	8.4903	0.0215	3.4300	2146.88	2.13
2014.07.02	6.2080	6.2060~6.2136	6.2106	0.0090	6.1178	0.0096	0.80124	0.0011	8.4852	-0.0051	3.9200	2156.35	9.47
2014.07.03	6.2138	6.2114~6.2171	6.2129	0.0023	6.0954	-0.0224	0.80162	0.0004	8.4870	0.0018	3.4200	2160.32	3.97
2014.07.04	6.2137	6.2030~6.2138	6.2043	-0.0086	6.0816	-0.0138	0.80050	-0.0011	8.4304	-0.0566	3.3700	2156.25	-4.07

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～来週の人民元は堅調推移を見込む～

今週の人民元は 6.21 台後半で寄り付いた後、堅調に推移し 4 月上旬以来となる 6.20 割れを示現した。大手銀行によるドル売り・人民元買いが相場を押し上げる主因であったことから、市場では来週開催予定の米中戦略経済対話を意識し、当局が元買い介入を実施しているとの見方も台頭している。通常、月末の人民元は輸入業者によるドル買いを背景に下落することが多いが、今月は先週までに手当てを終えていた先も多く、人民元を下押しするほどのフローは見られなかった。2 日以降は対ドル基準値の動きに伴い、人民元は 6.21 台前半へ軟化。本稿執筆時点でも同水準での推移となっている。

1 日に発表された 6 月の製造業 PMI は 51.0 となり、5 月 (50.8) から改善した。項目別にみると新規受注 (52.3→52.8) が改善したほか、新規輸出受注 (49.3→50.3) が景況の分岐である 50 を超えるなど良好な結果となった。新規輸出受注は HSBC 発表の製造業 PMI においても改善が示されている。来週発表される 6 月の貿易統計では昨年 6 月の輸出が落ち込んでいたこともあり、前年比 10%程度の増加が見込まれている。

来週は前述の通り 9、10 日に北京にて米中戦略経済対話が開催される。ルー米財務長官は「人民元は引き続き過小評価されている」と述べるなど、米中戦略経済対話を前に人民元相場の一段の改革を求める姿勢を示している。2 日に中国人民銀行がウェブサイト上で発表した銀行が顧客と売買する人民元・対米ドルの電信為替、両替取引レートの値幅制限の撤廃は米国への配慮との側面もあろう。こうしたなか、当局による人民元相場の元安誘導は見込みにくく、来週の人民元は堅調に推移すると見ている。

(7月4日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

本邦におけるご照会先 三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。